

新たなミュージアム等に関する庁内検討会議設置要綱

最近改正：令和6年4月1日付け6川市新ミ第9号部長専決

(目的及び設置)

第1条 新たなミュージアムの機能及び施設整備等並びに被災した川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）の収蔵品の修復、管理等に関し、総合的な検討及び庁内調整を図るため、新たなミュージアム等に関する庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に挙げる事項を所掌する。

- (1) 新たなミュージアムの機能に関する事
- (2) 新たなミュージアムの施設整備等に関する事
- (3) 市民ミュージアムの収蔵品に関する事
- (4) その他必要な事項

(庁内検討会議)

第3条 庁内検討会議は、座長、副座長及び別表1に掲げる関係局長をもって組織する。

- 2 座長は、市民文化局に属する事務を担当する副市長とし、副座長は他の副市長をもって充てる。
- 3 庁内検討会議は座長が招集し、会務を総理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第4条 庁内検討会議に、幹事長、副幹事長及び別表2に掲げる関係局長をもって組織する幹事会を設置する。

- 2 幹事長は、市民文化局長とし、副幹事長は、教育次長をもって充てる。
- 3 幹事会は幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項を具体的に検討するため、庁内検討会議に、施設整備検討部会及び収蔵品修復検討部会を設置する。

- 2 施設整備検討部会は、部会長及び別表3に掲げる関係課長をもって組織し、収蔵品修復検討部会は、部会長及び別表4に掲げる関係課長をもって組織する。
- 3 部会長は、市民文化局市民文化振興室新たなミュージアム準備担当部長をもって充てる。
- 4 部会は部会長が招集し、会務を総理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 部会の下部組織として必要な作業を行うため、庁内検討会議に、プロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームは、座長及び議題に応じて必要な関係職員により適宜構成する。
- 3 座長は、市民文化局市民文化振興室新たなミュージアム準備担当課長又は川崎市市民ミュージアム担当課長をもって充てる。
- 4 プロジェクトチームは座長が招集し、会務を総理する。

5 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 第3条から第6条に掲げる庁内検討会議等の事務は、市民文化局市民文化振興室新たなミュージアム準備担当及び川崎市市民ミュージアムにおいて処理する。

(その他)

第8条 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

委 員	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	教育次長

別表第2 (第4条関係)

幹 事	総務企画局長
	財政局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長

別表第3 (第5条関係 (施設整備検討部会))

部会員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長〔企画調整〕
	総務企画局公共施設総合調整室担当課長〔長寿命化企画〕
	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長〔組織・定数〕
	財政局財政部財政課長
	市民文化局市民生活部企画課長
	市民文化局市民文化振興室新たなミュージアム準備担当課長〔計画調整〕
	市民文化局市民文化振興室新たなミュージアム準備担当課長〔施設調整〕

	まちづくり局総務部企画課長
	まちづくり局計画部都市計画課長
	まちづくり局施設整備部施設計画課担当課長〔計画調整〕
	建設緑政局総務部企画課長
	建設緑政局緑政部みどりの事業調整課担当課長〔計画調整〕
	教育委員会事務局教育政策室担当課長〔企画調整〕
	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長

別表第4（第5条関係（収蔵品修復検討部会））

部会員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長〔企画調整〕
	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長〔組織・定数〕
	財政局財政部財政課長
	財政局資産管理部資産運用課長
	市民文化局市民生活部企画課長
	川崎市市民ミュージアム担当課長〔収蔵品修復調整〕
	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長